第

495

믁



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 1月 9日 火曜日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

←車にかかる税金

Q:冬のボーナスももらい、貯金がたまっったのでマイカーを購入しようと思います。 車にはどんな税金がかかりますか。

A:車にかかる税金には次のようなものがあります。

① 自動車取得税

自動車を取得した時に都道府県がかける税 金です。自家用は5%、営業用と軽自動車 は3%かかります。

② 消費税

自動車の購入代金に対して3%かけられます。そのほか、駐車場代やガソリン等にも3%課税されます。

③ 自動車重量税

自動車を購入したときや車検の時にかかる 国税です。税額は、自動車の重量、車種、 車検の期間によって決められています。

④ 自動車税

毎年4月1日現在の自動車の所有者に対し 科せられます。税額は自動車の総排気量に よって決められています。

⑤ 軽自動車税

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車にかかる税金です。 毎年4月1日現在の所有者に科せられます。 税額は車種によって決められています。

⑥ ガソリン等にかかる税金 ガソリンには揮発油税、地方道路税がかけられています。また、軽油には軽油取引税がかけられています。

